

令和5年度 第4回山口地方最低賃金審議会山口県最低賃金専門部会議事録

1 日 時 令和5年8月7日(月) 9時30分 ~ 15時45分

2 場 所 山口地方合同庁舎2号館5階 共用第一会議室

3 出席者

公益代表委員	小林友則委員
	神保和之委員
	難波利光委員

労働者代表委員	大原敬典委員
	宮本晴充委員
	横山 崇委員

使用者代表委員	阿野徹生委員
	藏藤共存委員
	坂本竜生委員

事務局

労働基準部長	上条訓之
室長補佐	大塚 智
賃金指導官	吉富雄治
監察監督官	栗山修一

4 議 題

- (1) 金額審議について
- (2) 山口地方最低賃金審議会専門部会運営規程の改定について
- (3) 審議結果

部会長

ただいまから、第4回山口県最低賃金専門部会を開催します。
事務局から定足数について報告してください。

室長補佐

本日は、委員の皆様全員ご出席でございますので、定足数は、最低賃金審議会令第5条第2項に規定されている要件を満たしており、会議を開催し、議決することができますことをご報告申し上げます。

部会長

それでは、これから議題1の「金額審議」に入りたいと思います。
この場で公労使による金額審議を行うこととし、山口地方最低賃金審議会専門部会運営規程第4条の2により非公開による審議とします。

本日の専門部会で決着を図りたいと考えておりますので、本日の審議を踏まえて、更なる歩み寄りを労使双方にお願いいたします。公益委員としては全会一致を望んでおります。

なお、どうしてもまとまらない場合は公益委員見解をお示しして、専門部会としての結果をまとめたいと思います。労使双方とも引き続きよろしく申し上げます。

事務局から前回までの審議の経過の説明と本日の部会の議事進行について、説明をお願いします。

労働基準部長

前回までの審議の結果、最終的に労働者側は43円を、使用者側は37円を最低賃金の引上額として提示されましたが、継続審議となったものです。また、発効日については、審議の結果で決まるものであることから、この場で議論することになりました。

労働者側委員、使用者側委員の皆様を控室にご案内いたします。使用者側委員は、しばらく控室でお待ち下さい。協議は30分ずつ1回を予定しています。

本日は金額審議の終了後、15時頃を目途で議題2に移り、全体会議に入りたいと考えています。全体会議では、「2 専門部会の規程の改定」、「山口県最低賃金額と山口県における生活保護費について」、事務局から説明をいたします。金額審議のまとめについては、「3 その他」で行いたいと存じます。

部会長

それでは、まずは金額について審議を開始します。

【 公労使の個別審議 】

【 個別審議終了後、傍聴人入室 】

会 長

それでは全体会議に移ります。

議題 2 の山口地方最低賃金審議会専門部会運営規程の改定についてです。事務局から説明をお願いいたします。

労働基準部長

本日配付させていただいた資料 1、山口地方最低賃金審議会専門部会運営規程について改正しましたので、改正点をご説明させていただきます。

資料の 2 ページ目でございます。結論から申し上げますとテレビ会議システムを今後導入して審議会、専門部会を開催できるということでございます。これは会長が必要と認めるときには、テレビ会議システム、Zoom を想定しているのですが、テレビ会議システムを利用する方法によって会議に出席できると改正させていただきました。

部会長

はい、ありがとうございます。事務局側の説明について何かご意見はございますでしょうか。

はい、どうぞ。

小林委員

このテレビ会議システムにつきましては、これまでも何度か議題として挙げられたところで、特に事務局側の準備が整わない状態でこの規程を改定するということには問題があるのではないかという意見が出ておりました。これまでの議論を踏まえまして、このテレビ会議システムの準備状況について改めて説明をお願いいたします。

労働基準部長

テレビ会議システムについては、昨年度の本審で意見をいただいていたところがございます。本来ですと、本審の金額審議に入る前の冒頭において Zoom での契約ができていくこと、必要に応じて委員はテレビ会議システムを利用することができることを説明すべきでございました。

小林委員

Zoom での接続はできていると。

労働基準部長

はい、そうでございます。

部会長

ありがとうございます。他にございますでしょうか。

阿野委員

確認ですけど、テレビ会議システムを利用するのは、専門部会だけですか。

労働基準部長

本審においても、運営規程の改定についての資料を添付させていただき、経過の説明をいたします。なお、テレビ会議システムの利用は、本審、専門部会両方において可能です。

部会長

ありがとうございます、他に何かございますでしょうか。

それでは、議題3の「審議結果」に入る前に、事務局から配付資料の山口県最低賃金額と山口県における生活保護費について説明をお願いいたします。

賃金指導官

今から「山口県最低賃金と生活保護の比較について」A4の1枚紙についてご説明いたします。

生活保護費と最低賃金を比較するに当たりまして、地域別最低賃金が都道府県単位であるのに対して、生活保護費は所在地、年齢、世帯の構成等の事情により基準額が異なる他、住宅扶助等の各種扶助があります。また、地域別最低賃金額が時間額であるのに対して、生活保護費は月額で決定されるため、本省から示されました令和5年7月13日付け事務連絡に基づき算出、比較を行ったところです。

山口県最低賃金額は、1に記載しておりますが、地域別最低賃金額1時間888円に1か月の所定労働時間数173.8時間を乗じ、さらに、可処分所得割合0.816を乗じますと12万5,937円になります。

次に山口県における生活保護費については、2のとおりになります。

対象は18歳、19歳、単身世帯です。生活保護費は生活扶助基準(第1類費、第2類費、第2類費冬季加算及び期末一時扶助額を加算したもの)に住宅扶助実績値を加算したものになります。生活扶助基準の第1類費、第2類費については、2(4)に記載のとおり市町村別で扶助額が相違していますので、2(5)に記載の各地域の人口を用いて人口加重平均値をそれぞれ算出いたしました。

冬季加算についてですが、山口県は加算地区 区に該当し、当該地区の加算額2,630円を用いて1か月分を算出いたしました。期末一時扶助については、2(5)に示す人口加重平均値を用いてそれぞれ算出いたしました。住宅扶助実績値では、下関市とそれ以外

で金額が相違しているのです、世帯加重平均を使って算出しました。

これらの各種算出値を合算した結果、生活補助費は月額で9万1,169円37銭となりました。したがって、山口県最低賃金額と生活保護費との比較結果については資料裏面の3のとおり、山口県最低賃金額が生活保護費を上回っていることとなります。

以上です。

部会長

では、テレビ会議システム、山口県最低賃金額と生活保護費について意見がありましたらお願いいたします。よろしいですか。

それでは、最低賃金額と生活保護費の比較については、平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の平成20年度地域別最低賃金額改定の目安についての答申の考え方に基づき比較したところ、令和4年10月13日発効の山口県最低賃金時給額888円は、山口県の生活保護費を下回っていなかったことを確認したということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

部会長

はい、ありがとうございます。

それでは令和4年10月13日発効の山口県最低賃金額は、山口県の生活保護費を下回っていなかったことを確認いたしました。

次に議題3に入る前に「その他」何かありますでしょうか。

小林委員

はい、この専門部会、今年から公開ということで傍聴人の方にも入って頂いています。それも踏まえ、この専門部会の最初に会長見解といたしまして、いくつかの考えを示させていただきました。その中に労使がそれぞれ議論を行っていただきたいという願いがございました。

今年は例年に比べまして双方への意見等がなされ、一定の進展があり、非常にありがたいと思っております。ですが、必ずしもこの点、十分ではないこともあるかと思えます。また、公と労使の話し合いの中でそれぞれにしていたただいた説明の中でも、相手に聞いてもらいたかったこともありました。今後は、この傍聴人のいる場で多くの議論がさらに行われることを期待いたします。

以上です。

部会長

はい、ありがとうございました。その他、何かございますでしょうか。

それでは議題3の「審議結果」に移ります。数次にたる個別審議を重ね、労使のご意見を踏まえながら、引上げ額を示すに至りましたので、お伝えいたします。

時間額 928 円、引上額 40 円、発効日は令和 5 年 10 月 1 日となりました。
報告書については、本日 16 時開始の本審議会で報告いたします。
これをもちまして、第 4 回山口県最低賃金専門部会の審議を終了いたします。
皆様には熱心なご議論をいただきありがとうございました。